

ばんしんシルバー定期預金規定

1. (預入れ資格)

本定期預金は、公的年金〔国民年金、厚生年金（船員年金を含む）、共済年金〕または企業年金、労災年金（以下、合わせて「年金」といいます。）の受取りを当金庫で既に開始されているお客さま、または当金庫で新たに開始されるお客さま、もしくは年金の受取指定を当金庫に変更されるお客さまに限り、お預入れできます。

2. (取扱店舗)

本定期預金の預入れおよび支払いは、年金受取を指定している店舗のみ、取扱います。

3. (最低お預入額およびお預入限度額)

預入資格のあるお客さまお一人につき、10万円以上（1円単位）で500万円を限度とします。

4. (お預入れ預金種類および預金名義)

期間1年の「自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期・振替型）」（以下「振替型定期預金」といいます。）を作成します。定期預金の名義は年金受取をされているお客さまの名義に限りです。

5. (少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用)

本定期預金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。但し、少額貯蓄非課税制度の改定がある場合は、それを適用します。

6. (適用利率)

(1)前記第1条に定める年金を本定期預金の預入期間を通じて当金庫で受取る場合、当金庫が定めた固定利率の約定利率（以下「約定利率」という）とします。

(2)約定利率を適用せず、振替型定期預金の基準利率（以下「基準利率」という）で支払う場合は次の通りとします。

①預入期間中に当金庫で年金の受取がなされない場合

預入期間中に当金庫で年金の受取がなされない場合は通帳・証書記載の利率にかかわらず、当該預金金額に対応する基準利率を預入日に遡って適用します。

②中途解約の場合

この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第4項、第5項および第6項の規定により解約する場合の期限前利率の計算に用いる利率は、通帳・証書記載の利率にかかわらず、基準利率とします。

さらにその利息は預入日から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

i. 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金の利率

ii. 6ヶ月以上・・・第6条第1項の基準利率に対する中途解約適用利率

(3)自動継続後の利率は次のとおりとします。

i. シルバー定期預金の預入れ資格を満たす場合・・・継続日における当金庫所定の方法により表示するシルバー定期預金の利率

ii. シルバー定期預金の預入れ資格を満たさない場合・・・継続日における当金庫所定の方法により表示するスーパー定期預金の利率

7. (お預け入れ方法)

本定期預金の新たなお預け入れは、原則通帳式の利払式自動継続定期預金のみとします。

8. (その他)

金融情勢等により内容変更又は取扱を中止させて頂くことがあります。

本規定に定めのない事項については、別に定める「自由金利型定期預金（M型）」（スーパー定期・振替型）規定により取扱います。

以上